

平成 25 年 1 月 9 日

自動車損害賠償責任保険審議会  
会長 落合 誠一 殿

自動車損害賠償責任保険審議会  
委員 福田 弥夫  
(日本大学通信教育部長、法学部教授)

平成 25 年 1 月 9 日開催の第 131 回自賠責保険審議会への意見

本日は大学の校務のためには出席できませんので、文書にて意見を提出いたします。

1. 自賠責保険の運用益事業の見直しが行われているが、国、保険会社そして JA 共済による事業の原資は、性格が異なることに注意する必要がある。国による事業の原資は、平成 13 年の自賠法改正による政府再保険制度廃止に際して、それまでに累積した約 2 兆円の運用益のうち、20 分の 9 を積立金(基金に相当し、運用益で事業を実施する)として被害者保護対策等に充てることとして、自動車損害賠償保障事業特別会計法の附則において規定したものである。国の被害者救済対策事業の実施は、一般会計へ貸し付けられた約 6000 億円が全額返還されることを前提としているが、いまだ返還されていないため、積立金の元本を取り崩しながら事業を継続している状況である。このままでは、被害者救済事業の実施自体にも大きな支障が生ずることが確実であることから、一般会計への貸付金を早急に返還するように求める必要がある。
2. 運用益事業の見直しは、事業仕分けのように、数値目標を立てて削減するという性質のものではない。あくまでも不幸にして交通事故の被害者となった人々の保護を第一に考えるべきものであり、被害者保護のレベルが後退することがあってはならない。効果のないものや、きわめて非効率なものについては、見直しの対象とする必要はあるが、交通事故の実態にも注意して考える必要がある。交通事故死者数の劇的な減少に目を奪われがちであるが、交通事故がゼロとなったのではなく、平成 23 年の交通事故件数は約 69 万件、死者数は約 4600 人、負傷者数は約 85 万人である。重度後遺障害となった被害者の数は横ばいであり、いまだ交通事故は深刻な状況にある。このような状況を踏まえて運用益事業の内容を考慮すべきであって、現実に事故の犠牲となった被害者に対象を限定することは、被害者を増加させることにつながりかねない。
3. 国、保険会社そして JA 共済による運用益事業は、それぞれの役割分担に従って行われている。保険会社や JA 共済は第三者委員会による使徒選定を行い、各事業の内容を事後的にも評価する仕組みが整っている。その評価に基づいて、当初は効果が期待されたが、現実には効果が乏しかった事業に対する助成を廃止するなど、運用益事業のあり方に対する配慮がなされている。評価方法等については、改善の余地がまったくないわけではないが、今後とも既存の仕組みに基づいて適切に評価されることが望まれる。